

再評価結果（平成23年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局 国道・防災課

担当課長名：三浦 真紀

事業名 地域高規格道路 五條新宮道路 一般国道168号 十津川道路	事業区分 一般国道	事業主体 国土交通省 近畿地方整備局
起終点 自：奈良県吉野郡十津川村大字平谷 至：奈良県吉野郡十津川村大字小原		延長 6.0km
事業概要 一般国道168号は、和歌山県新宮市から大阪府枚方市に至る延長約180kmの幹線道路であり、紀伊半島内陸地域の生活道路として、また産業・観光を支援する道路として重要な役割を担っている。このうち五條市以南は急峻な地形で未改良区間が多く、大部分が異常気象時通行規制区間となっている。 十津川道路は、一般国道168号のうち、特に地形条件が厳しい区間における土砂崩落等による通行止めの回避、災害時の迂回解消を含む走行時間短縮等、線形不良区間の解消等を目的に計画された道路である。		
H8年度事業化	都市計画決定	H12年度用地着手
全体事業費	280億円	事業進捗率
		約64%
		供用済延長
		-
地域の防災面の課題 ・奈良県南部地域は急峻な山々に囲まれており、通過する国道では土砂崩落が多発。（平成16年度以降79件の土砂崩落が発生） ・国道168号現道区間（十津川村平谷～小原間）では、毎年のように通行止めが発生し、過去5年間（H17～21）で約1,700時間（延べ89日間）の全面通行止めが発生。		
課題を踏まえた対策・事業内容 ・土砂崩落による通行止めを回避するとともに、幅員狭小ですれ違い不能な区間等を解消する対策として、トンネルと橋梁による別線整備で計画。 ・当該区間は急峻な地形で線形不良であるため、現道拡幅等では課題を解消できない。		
事業の効果等 ○災害時の迂回解消を含めた走行時間の短縮等 （366億円（残事業=366億円）） ○災害による被害の回避 ・通行止めによる経済損失（2.8億円） ・通行止め時の村外通院患者の負担軽減 ○地域住民の不安感の解消 ・安心感向上（51億円）	費用 (残事業)/(事業全体) 60/275億円 事業費：59/274億円 維持管理費：0.96/0.96億円	
関係する地方公共団体等の意見 地域から頂いた主な意見等： ・国道168号（十津川～本宮間）整備促進協議会（H5.11設立、十津川村、田辺市）より早期整備の要望を受けている。 ・国道168号（五條・新宮間）整備促進協議会（H3.2設立、奈良県十津川村他2市村、和歌山県2市2町1村、三重県1市2町）より早期整備の要望を受けている。 奈良県知事の意見： 国道168号（十津川道路）は、「五條新宮道路」として、紀伊半島を縦断する広域幹線道路の一部を構成する道路であり、特に地形条件が厳しく高度な技術を要するため、国に対して直轄権限代行事業として整備をお願いしているものです。 平成22年11月8日付の意見回答のとおり、国道168号は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を始めとした南和地域の観光・地域産業の振興や緊急医療支援・大規模災害時などの緊急輸送道路として、地域にとって必要不可欠です。よって、地域生活を支える重要なライフラインである国道168号（十津川道路）の早期供用に向けて引き続き事業継続をお願いいたします。 なお、今回の事業再評価に際しては、本県における国道168号十津川道路のような事業を防災面の効果が特に大きい事業として、被災時の被害額を含めて評価していただけることを感謝いたします。 今後は、地域の実情を踏まえた指標として、通学や通勤のみならず生活物資の運搬など生活の全てを		

支える唯一のライフラインである道路に対しても、評価出来る指標を充実して頂くようお願いいたします。また、本県でも、県事業に対して被災時の被害額を含めた事業評価の導入を検討しており、積極的な情報開示や意見交換会を開催して頂くようお願いいたします。	
事業評価監視委員会の意見	
審議の結果、「国道168号十津川道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。	
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等	
十津川村は自動車への依存が高い地域であるが、一般国道168号では毎年のように通行止めが発生している。	
事業の進捗状況、残事業の内容等	
現在、トンネル、橋梁工事を推進しており、用地取得は約99%完了。	
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等	
十津川村折立から十津川村小原までの4.3kmについては、平成23年度供用を予定しており、引き続き事業を推進し、早期の全線供用を目指す。	
施設の構造や工法の変更等	
事業実施にあたり、トンネル幅員の見直しや新技術・新工法の活用等により、コスト縮減に努める。	
対応方針	事業継続
対応方針決定の理由	
以上の状況を勘案すれば、当初から事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。	

※1 事業の効果に記載している金額は、防災面の効果を完成後50年間の便益額として現在価値化して算出した値であり、試算値を含む。

※2 費用に記載している金額は、現在価値化して算出した値。

再評価結果(平成23年度事業継続箇所)

担当課：道路局 国道・防災課

担当課長名：三浦 真紀

事業名 地域高規格道路 五條新宮道路 一般国道168号十津川道路	事業区分 一般国道	事業主体 国土交通省 近畿地方整備局
起終点 自：奈良県吉野郡十津川村大字平谷 至：奈良県吉野郡十津川村大字小原	延長	6.0km

事業概要図

【位置図】



【概要図】

